

平成23年度第3回宮城県私立学校審議会議事録

1 日 時 平成24年2月13日（月）午後1時30分から

2 会 場 宮城県自治会館208会議室

3 出席者

- (1) 出席委員 松良 千廣, 星 尚文, 青木 タマキ, 伊藤 宣子, 佐藤 宏郎,
吉岡 弘宗, 小野寺 靖子, 千葉 雅保, 鈴木 一樹, 三輪 哲,
山田 春樹, 阿部 春美
(委員13人中12人出席)
- (2) 欠席委員 徳永 恵子

4 議題

- (1) 調査審議事項
- ①幼稚園の廃止について(ミクニ幼稚園)
 - ②幼稚園の廃止について(矢本幼稚園)
 - ③学校法人の解散について(学校法人和光学園)
 - ④専修学校の目的変更について(仙台保健福祉専門学校)
 - ⑤幼稚園の収容定員の変更について(鷹乃杜幼稚園)
- (2) その他
- ①学校等の設置等の認可に関する審査基準の改正案について

5 会議の概要

事務局から審議会運営規程により会議が有効に成立している旨、報告があった。
松良会長が審議会運営規程により議長となった。
議長は、議事録署名人として伊藤委員と鈴木委員を指名した。

(1) 調査審議事項

①幼稚園の廃止について(ミクニ幼稚園)

事務局から、資料により説明を行った。

特に質疑等なく、本審議会として了承される。

②幼稚園の廃止について(矢本幼稚園)

事務局から、資料により説明を行った。

(吉岡委員)

他園に転園したということだが、どこかの幼稚園に集団で入園したのか。

(事務局)

鳴瀬幼稚園と矢本はなぶさ幼稚園、保育所等に転園したと聞いています。

その他特に質疑等なく、本審議会として了承される。

③学校法人の解散について(学校法人和光学園)

事務局から、資料により説明を行った。

(佐藤委員)

残余財産の扱いについて、寄附行為はどのようなになっているのか。

(事務局)

残余財産につきましては、寄附行為の第40条において決まっており、“この法人が解散した場合における残余財産は、解散したときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人または教育の事業を行う公益法人に寄付する”となっております。まだ、実際に解散認可は行っていないので、今後選定していくということになります。

(松良議長)

財産が売却できなかった場合、借入金についてはどうなるのか。

(事務局)

学校法人の所有物ですから、売却するのが大前提になります。買い手がない場合は、最終的には地方公共団体又は国に寄附することになります。

(松良議長)

理事長に現物支給ということはあり得るのか。

(事務局)

ありません。

その他特に質疑等なく、本審議会として了承される。

④専修学校の目的変更について(仙台保健福祉専門学校)

事務局から、資料により説明を行った。

特に質疑等なく、本審議会として了承される。

⑤幼稚園の収容定員の変更について（鷹乃杜幼稚園）

事務局から、資料により説明を行った。

（吉岡委員）

これまで県の方から入園の申込みに当たってはこどもの健康管理を十分考慮した上でバスの乗車時間を設定し、健康を害すことのないよう県から指導があった。

鷹乃杜幼稚園のように、多方面からこどもを受入れて定員を超過し、それを改善することはなかったところもある。駄目なものは駄目だとしなければいけないのではないか。

「原則とする」という言葉が拡大解釈されているように思われる。原則に関して県の方は軽く解釈しているのではないか。

（大森課長）

幼稚園の入学定員の管理については、多々問題があったということは承知しております。ここ10年来、規制緩和の流れがあり、そういった中で幼稚園でも、定員超過や設置基準を満たしていない等の問題を解決していく様々な工夫をしてきたということがあります。

定員管理の問題など、定員超過の問題をクリアするためには入園者を減らすのか、また施設を充実させることでクリアするのか、そこの所を県としては必ず入園定員を遵守する前提でお願いしてこなかったという経緯があります。また、基準を改正する必要性がありました。我々もきちんと管理していれば良かったのですが、行政側としてやれる部分に限界はあります。定員管理をするのは高校等と違って難しい。ただ、幼稚園を設置されている皆さんには公平な環境で競争してもらいたいという考えはあります。

基本的な考え方としては、今後幼稚園の収容定員増の申請を行おうとする場合、その設置者に対しては、県が定める基準等に違反することのないよう今後順守していただく前提で受理していきたいです。しかし、一方で20園以上が定員を超過している現状があり、これを無視出来ません。それぞれの定員を超過している幼稚園にも我々としても再三改善を求めていますし、幼稚園側でもそれを改善していこうと努力をしているところは多数あります。そういったところへの配慮も必要だと思います。

また、定員を適正管理していなければ変更を認めないとした場合、逆に現状を固定化してしまい、改善する意欲を削ぐことになりかねません。ある程度時間をかけてやっていかざるを得ないものであると考えております。

今回の案件を認めたからと言って残りの20園も全て前例に基づいて認めましょうということではありません。各々の幼稚園の努力の状況や改善内容等を審議いただき、クリアしていきたいと考えております。

現在超過している幼稚園については、正常な形になれば、それ以降は基準や寄附行為の基準を満たしていなければ認可できないという通常的环境が整うと思われま

さらに、これまでの経緯を考えますと、仮に定員増を認めた場合に、定員を順守し認可された幼稚園と定員増が常態化して認可された幼稚園とで補助金が同様に交付されるのはおかしいと考えており、今回のような場合であれば、定員増が認可されれば補助金の計算単位に反映されていくことになる訳ですが、その辺りについては、順守してきた幼稚園と比較して有利にならないような経過措置を設けることで、定員を増順守してきた幼稚園が定員増で増えるであろう人数分よりも下回るような形で時間をかけて暫定措置し、かつ、守られなかった場合は何らかの措置を講ずるようなことも考えております。

さらに募集の時点で守られているか定員の経過について確認していきたいです。

(吉岡委員)

鷹乃杜幼稚園はこのような会計にもかかわらず、現在の場所に二階建てを建てないのか。そもそも鷹乃杜幼稚園はバスを使っての送迎は、当初は想定していなかったのではないか。

第二運動場と言われているスペースは現在、駐車場になっている。駐車場は別のところに移動するのか。また、駐車場の隣にアパートがあり、幼稚園の看板のような部屋があるがそれは何か。アパートの隣に駐車場のようにバスが止まっている。資料の写真では遊具が配置してあるが、私が行った際にはアパートの脇に置いてあった。

また、道路の幅はそんなにないが、こども達が本当に安全に渡れるのか、入口を変えれば安全に渡れると言えるのか疑問である。

別の場所に移転し、園舎を建て定員調整をした幼稚園もあるが、同法人の運営するひより台幼稚園が定員に余裕があるにもかかわらずそちらを案内せず鷹乃杜幼稚園に入れている。

(大森課長)

行政として幼稚園に対してどこまで指導できるかということ、やはり根拠がないと難しい所があります。バスの送迎時間は明確に決まった基準がないので、常識の範囲内で各自行っているところです。交通事情などあり、一律で時間を決めにくい部分で、園児や保護者の立場に立ってより良い幼稚園の環境を作っていく方向性を我々も考えていきたいです。

(事務局)

アパートは幼稚園の所有物件となっております。以前にアパートの土地の部分と斜め裏の更地を併せて運動場にしたいとの要望がありましたが、県としてはいびつな運動場は認められないとしておりました。そのため、現在のところアパートは幼稚園の倉庫として使用されております。

駐車場の件ですが、職員用駐車場は幼稚園からかなり離れた所にあると伺っております。そちらの方はあくまでも幼稚園で設置している部分ですので、県で確認の必要ないものとして、ある事だけは把握しております。また、保護者の駐車場ですが、第二運動

場となるところがこれまで保護者の駐車場になっていましたが、今後は別にあるバスの駐車場を保護者の駐車場として使用する予定です。

(千葉委員)

一つは先ほどもお話が会ったと思いますが、バスについてです。

遊具が無くなった途端にバスや乗用車も停まっている。せっかく整備しているのに、日替わりでそのような状態であるというのは不可解です。

もう一点は、常識の範囲内でのバスの乗車時間について、個人の判断に任せるとまちまちになってしまう。ある時間や距離の基準を設けるべきではないか。時速何キロで何キロの範囲などの規制や市街と校外地域との区別、きちんとしたシステム体系が必要なのではないか。定員ありきといえ、そのエリアにどの程度子どもがいるからこの人数でとしていかないと、この過当競争の中でバスがどんどん影響していくということになってしまう。

もう一点は、富谷はもともと住宅地であった所を幼稚園としてスタートしたというイメージがある。当初は良かったが、今は大部昔と環境が変わったのではないかと思うが、住民の方からクレームがないのか気になるところです。

(事務局)

クレームに関しては当課では伺っておりません。

バスに関してですが、ここの幼稚園ではバスに乗車する際に園児は道路に出ず、園庭にバスが入ってきて園児達が乗るようにしています。また、バスは離れた所に駐車していたところ夜間にいたずらをされたことがあり、それ以来、幼稚園の園庭にバスを駐車し保管しているとのこと。

(大森課長)

仙台市部圏は特に保護者の皆さんは、幼稚園がどのような教育をしているか等をお互いに情報交換をしながら、自分の考えに合う幼稚園を幅広く選択し、こどもの事を考えて通園時間等も考慮し選択しているというのが実態ではなかろうかと思えます。

その辺であまり制約というか何キロ以内だとか設けてしまうと、保護者の意向と合うのかどうかという現実的な問題があります。それから幼稚園の場合、今後の総合こども園等の関係もあり、幼稚園がどうなっていくのかということも含めて難しい問題を抱えていると思っております。

(吉岡委員)

定員管理は以前のように学校側で判断するという方が当たっている。個人的にはそれは子ども達にも良いと思う。ただし、今は保護者が自由に選択しているため、1つの小学校に30～40もの施設から子どもが入学している。幼稚園と小学校の連携を文科省が言っているわりに進んでいない。個人的には見直しをするべきだと思う。今の話だと、

保護者の権利があるからといつまでも選択に委ねているため、連携というところで問題がでてるように思える。

今後の新システムで、例えば市町村から認可をもらうことになれば、鷹乃杜幼稚園は富谷町の認可になる。仙台市ではその時に認められない。そうなったときにどこでも入園できますとなっていると弊害が出てくるのではないか。そういうことも含めて、県の方で先読みしてほしいと思う。

決して鷹乃杜幼稚園がと言っている訳ではなく、平屋で作ったのはいいと思うが、増築して作った今の園舎はどこか無理して作られている気がする。定員が超過していたのは法人側に定員なんかいいという考えがあったのではないか。

例えば定員が100人に対して200も300も集めるような申込用紙は作らない。どうしても定員の部分は県に委ねるしかない。県が鷹乃杜幼稚園の定員を認める事になれば追従する幼稚園も出てくるのではないか。

(佐藤委員)

前回の審議会でも、高校ではこのような案件は絶対認められないという話があったが、幼稚園の場合はとなると異なる。

親側の選択と県の言う自助努力という部分については評価すべきでだと思う。

運営費補助金の傾斜配分が分かりにくいですが、昨年認可した幼稚園では、定員を超過する希望者は断っていた。そのような幼稚園とそうではない幼稚園とで傾斜配分の段階で区別をつけていただけるならば、親の選択の自由と学校の自助努力の接点を見出す意味ではそのような何らかの措置をする方がいいのではないか。

(小野寺委員)

確認していただきたいのですが、13ページのみかん組といちご組は何歳児の教室になっているのでしょうか。

(事務局)

3歳児の教室です。

(小野寺委員)

トイレのところがサッシになっていて、いざという時の避難路だということですが、上の部分は防犯壁になっているのでしょうか。

(事務局)

資料の12ページを見ていただけますでしょうか。すぐ後ろがブロック塀になっております。

(小野寺委員)

そのブロック塀の間を通過して避難するということですか。

(事務局)

そうです。

(小野寺委員)

かなり狭いと思うし、そこに梯子があるというのは避難路として障害物があるということではないでしょうか。

この園舎は敷地ぎりぎりに建っています。遊具もあるし定員280名であれば、この建物に含まれる園庭でもいざとなったら避難の際に集合出来ると思われませんが、増員した場合、どれだけ過密になるのでしょうか。

現地を見てきましたが、これまで、入園希望に対して増築を繰り返してきて、消防法上は問題ないとのことでしたが、子ども達のことを見ていく側として、敷地や環境は400という定員に対して適当だとは感じるできませんでした。余裕もないし、道路も交通量もそんなにと言いますが、意外にあり、子どもを見る環境としてももう少し何とかならないのかという印象がありました。

(松良会長)

その他御意見ございませんか。

では、この定数増に関して賛成の方挙手をお願いいたします。

(賛否共に挙手数が過半数に満たず)

(大森課長)

今後のことは我々としましてもきちんとやっていきたいと思っておりますし、ここでこのような幼稚園の認可が一切認められないとなった場合に、幼稚園側の教育環境の改善努力が行われてきた部分について意欲を削ぎかねません。逆に現在の定員超過が固定されてしまうことが懸念されます。

(吉岡委員)

近くに定員増を認めたが、園児が減っている幼稚園がある。定員増をするために努力していたが、定員増が認められたらその後のことは設置者努力が足りないということか。

(大森課長)

要因は分かりませんので、こちらでは判断しかねます。

いずれ何回か御意見を伺い、考え方を整理していくことになると思われまして。

とにかく、子どもと保護者にとって一番いい方法をとっていきたいです。これまでの経緯を考えますと、ルールを順守しない幼稚園が有利になるのは補助金等の面でもそれ

は避けていきたい。そのようにならないよう、見直しは必要であると思われる。

(松良会長)

補助金の傾斜配分自体は非公開ではないのか。

(大森課長)

補助金の基準は公開しています。傾斜配分という言葉がありましたので、誤解がないようにしたいのですが、私どもの方で考えているのはきちんと定員を守って、定員増をしたときは通常であれば定員を満たすまで何年もかかるわけですが、そうやって増えるよりも、既に超過しており定員を増やした場合、その増加分をすぐに認めるような形である場合は、真面目にやってきたところが不利になる。そうならないよう、このような場合は時間をかけて超過分の補助金を認める対応を、経過措置を長くにとって対応していきたいということです。

(伊藤委員)

園児の安全というのが最終的に決断の部分だと思います。小野寺委員の説明は非常に大きいと思います。万が一の場合に3歳児という年齢で見ますと、2クラスで70人のこども達が恐怖の中で狭いところで混み合い、混乱することが想像されるこのような建物の状態では、私は賛成しにくい。

しかし、高校と幼稚園は違うのはよく分かりますので、判断出来ませんでした。なぜ2階建にしないのかということについても回答が出ていませんし、将来は安全な園舎を建てるが、今日の前に保護者がこどもを抱えて困っているから、これだけの人数を収容するために近い将来はどうなるのかということをお教えいただければ判断材料になります。

(大森課長)

現状の園舎で、認可しようとしている定員に必要な園舎の面積は確保されています。

基準以上にどういった安全を施す指導を出来るかということ、県が出来ることは限られています。

御心配な部分につきましては、道路にしても避難にしても壁と園舎の間の件も幼稚園側の方にきちんとお願いします。ここが安全ではないので認可できないと言うのは現状では難しいです。

(松良会長)

再度、お伺いいたします。賛成の方挙手をお願いいたします。

(賛成7 反対2)

過半数の賛成があり、本審議会としてについて了承された。

(2) その他

①学校等の設置等の認可に関する審査基準の改正案について

(事務局)

前回2回目の審議会の際に提案しました審査基準の改正についてです。

幼稚園関係は細かい基準がもう少しあってもいいのではないかとということで、特に運動場に関する部分と収容定員の変更に関する部分を改正案としております。

また、収容定員の変更について明記がありませんでしたので、定員の変更に期限を、運動場については、既存よりも詳細にするということで提案させていただき、前回御説明させていただいたところです。

今回御意見があれば、改めていただき、さらに詰めて出来るだけ早く新しい基準を施行できればと思います。

(大森課長)

前回御説明し、御意見があればとお伝えしましたが、その後当課に御意見はありませんでしたので、前回と同じ内容の資料になっております。

(佐藤委員)

運動場の面積ですが、幼稚園の場合は運動場ではなく園庭と言っている場合が多い。その場合、花壇や遊具も含まれるように思う。トラックを整備してという通常の運動場のイメージとは異なる。

(事務局)

内容についてですが、避難経路等について、各都道府県の基準の見てみますと、特に九州や中国地方で避難する為のスペースをこの程度取りなさいという決め方をしているところがあります。

特に大都市を持っている都道府県では、運動場の土地の確保が難しいため、細かい規定をそれぞれ決めているところがあります。横浜や名古屋などは運動場の中に植栽や屋根の部分を除いた面積と定めており、宮城県でももう少し明確にした方がいいのではないかとということで、今回提案させていただきました。

(佐藤委員)

確認ですが、いつまでに決めるのか。

(事務局)

次回の審議会で御意見を頂いて、平成24年度中に通知したいと考えております。

(松良会長)

平成25年度から適用ということか。

(事務局)

案ですが、平成24年中審議会で決定をして、年内中施行を想定しております。

(伊藤委員)

10ページの運動場についての5について、(1)は植栽について、(2)園舎の裏側の敷地部分というのは分かります。(3)遊具等を設置する敷地。これは部分ではなく敷地なのでしょうか。

(事務局)

想定していますが、ブランコ等の遊具で、可動部分についても対象としない方がよいのではないかとということで、いわゆる遊具が設置されている部分という意味です。

(吉岡委員)

この内容には鷹乃杜幼稚園で出た第二運動場に関して、運動場という表現で第二運動場という表現が出てこないとするとまた問題が出てくるのではないか。また、運動場には手洗い場、足洗い場、トイレ等必要ではないのか。遊具よりもそれらの方が大事なのではないか。

(事務局)

改めて、御検討いただき御意見いただきたいと思います。

(松良議長)

次回以降審議をお願いします。

6 その他

平成24年度第私立学校審議会の日程等について、事務局から説明した。

以下、余白

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

平成 年 月 日

氏名 _____ 印